添付書類（注１）	書類の種類	書　類　名	備　考
	①印鑑証明書（注１２）		
	②産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写し（注１３）		
	③設備を売却したことを証する書類（注１４）		
	④罹災証明書（注１５）		
	⑤写真（設備の除去等の前・中・後）（注１６）		
	⑥その他（注１７）		

（注１）　法人にあっては、「名称」は登記簿上の名称を記載すること。「住所」は、登記すべき本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。
（注２）　運転開始後を選択した場合は、運転開始日を記載すること。
（注３）　届出書を提出する担当経済産業局は次の記号にて記載すること。
Ａ：北海道経済産業局、Ｂ：東北経済産業局、Ｃ：関東経済産業局、Ｄ：中部経済産業局、Ｅ：近畿経済産業局、Ｆ：中国経済産業局、Ｇ：四国経済産業局、Ｈ：九州経済産業局、Ｉ：内閣府沖縄総合事務局
（注４）　発電設備の撤去が完了した日を記載すること。
（注５）　発電設備の最終処分予定日又は設備の引渡し予定日を記載すること。
（注６）　「太陽電池モジュール（リユース、リサイクル、産廃処理の処分方法の分類ごと）」「架台」「基礎」「その他設備」の分類ごとに、解体、撤去・運搬、最終処分等までに要した費用の総額を記載すること。
（注７）　リユース又はリサイクルを行った場合はその部品・素材等を記載すること。有価売却の場合は、当該売却によって得た収益を差し引いた金額（マイナスになる場合はマイナス）を記載すること。
（注８）　「風車（リユース、リサイクル、産廃処理の処分方法の分類ごと）」、「タワー」、「基礎」、「その他設備」の分類ごとに、解体、撤去・運搬、最終処分等までに要した費用の総額を記載すること。
（注９）　リユース又はリサイクルを行った場合はその部品・素材等を記載すること。有価売却の場合は、当該売却によって得た収益を差し引いた金額（マイナスになる場合はマイナス）を記載すること。
（注１０）発電設備が太陽光発電設備（屋根設置）の場合を除き記載すること。
（注１１）廃止の理由や方法に応じて、必要な書類を添付すること。
（注１２）本届出を提出する際に必ず添付すること。なお、届出日より３ヶ月前から当該届出日までの間に発行された原本に限る。
（注１３）発電設備を廃棄する場合に添付すること。収集・運搬業者による署名または押印がなされたマニフェストの写し、又は収集・運搬業者若しくは処分業者に引渡しを行ったことを登録したマニフェストの写しであることが必要。
（注１４）発電設備を中古市場等に売却する場合に添付すること。
（注１５）発電設備が災害等により逸失した場合に添付すること。
（注１６）発電設備を設置済みの場合に添付すること。
（注１７）項目欄が不足する場合は、欄を追加すること。

＜備考＞
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。図面、表等やむを得ないものは日本産業規格Ａ３とすること。

様式第７の３（第１３条の７関係）

解体等積立金取戻申請書（認定事業者等）

年　　月　　日

広域的運営推進機関　殿

申請者　　住　所　（〒　　－　　）
（注１）

氏　名

（法人にあっては名称、代表者の役職・氏名）

電話番号　（　　）　　－

設備ＩＤ（識別番号）

発電設備の名称

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成２３年法律第１０８号。以下「法」という。）第１５条の１５の規定により、以下のとおり解体等積立金の取戻しを申請します。

記

取戻申請額　　円

取戻申請情報			備　考
申請主体の性質（注２）	□認定事業者 □認定事業者であった者（以下「旧認定事業者」という。）又はその承継人		
取戻事由（注３）	□認定発電設備（認定発電設備であったものを含む。以下同じ。）の解体等の実施に要する費用に充てる （調達期間又は交付期間中の場合） □発電事業を廃止する □発電事業を縮小する （調達期間又は交付期間終了後の場合） □発電事業を廃止する □発電事業を縮小する □太陽電池モジュール又は風車を一部交換する □調達期間又は交付期間終了後に一度も交換していない太陽電池モジュール又は風車を全て交換する □法第１５条の１８第１項の規定により再生可能エネルギー発電設備の解体等が完了したことについて経済産業省の確認を受けた □認定事業者が法第１５条の１７の規定により解体等に要する費用に充てるための金銭を積み立てている（以下「内部積立て」という。）		
解体等に係る太陽	解体等に係る太陽電池モジュール又は風車の出力	kW	